

評議員会の運営をめぐる —会員、評議員の立場に立った民主的運営を—

薬袋秀樹

はじめに

3月16日に2005年度第2回評議員会が開かれた。昨年5月の第1回評議員会でもかなり激しい議論が行われたが、今回はそれにもまして激しい議論が行われた。評議員会は、ようやく理事会の活動をチェックするという本来の機能を発揮し始めたようである。しかし、まだまだ十分とはいえない。評議員会がその機能を発揮するには、運営が適切でなければならない。筆者は、この間、評議員会の運営についてさまざまな改善の提案を行ってきた。その内容と進行状況について報告したい。

1. 役員の座席・名札・紹介

従来の評議員会はとても公的な会議とは思えないものであった。長年理事等の役職を経験している理事や委員長が評議員の席に堂々と座っていたり、理事・委員長席に座っている理事の名札や座席表がないため、理事や委員長が誰だかわからなかった。開会に際して、各理事の挨拶も行われなかった。理事は理事席に座るようになったが、委員長はまだ評議員席に座っている場合があるようである。遅れて参加した場合でも、必ず理事・委員長席に座るようにしてほしい。

この点について、筆者は評議員会で是正を申し入れ（2003年度第2回）、2005年度の総会で筆者の発言によってようやく理事の紹介が行われるようになり、今回の評議員会で理事・委員長の机の上に名札が置かれるようになった。だが、机の上の名札は小さく、後ろからは見えないし、席を離ればわからなくなる。理事は遠くからでも見える大きな名札を付けるべきである。理事だけでなく評議員も大きな名札を付けば、それぞれの人が

誰であるかよくわかるだろう。

なぜ理事会は理事個人の氏名を明らかにしてこなかったのだろうか。それは理事等の役員がお互いによく知っていて、誰が誰だかわからないという困難がなかったためではないだろうか。一般会員はそうはいかないのである。

2. 常務理事の役割分担

これまで評議員会では、多くの報告・提案・答弁を事務局長が行ってきた。2005年度に次長が採用されてからは次長も行っているが、それまでは大部分を事務局長が行ってきた。特別な提案や報告以外は事務局長が行うのが通例のようである。

一般に、この種の会議では、担当の常務理事がそれぞれの担当業務について行い、事務局長の担当は総務的業務に限られるのが通例ではないだろうか。担当常務理事が仕事の都合で出席できない場合は、原稿を担当常務理事が作成し、他の常務理事（欠席の場合は事務局長でやむを得ない）が代読するべきであろう。

この点に関連して、今回の評議員会で、他の理事も発言するようにとの指摘があった。評議員会に向けて、常務理事はどんな準備をしているのだろうか。準備をしているのであれば、その内容を報告してもらいたいものである。

3. 質問とマイク

評議員会での質問はマイクを用いて行い、質問する評議員が手を上げると、事務局職員がマイクを届ける。質問者が質問を終わると、事務局職員がマイクを回収するのが通例であった。質問する評議員が、答弁に対して再質問するには、もう一度手を上げて、事務局職員にもう一度マイクを届けてもらわなければならない。その間、時間のロ

スがある上に、手間と時間がかかるので、再質問に対して少なからぬプレッシャーになる。時間がかかるため、再質問をやめる人も出てくる。質問者の中には、マイクを届けてもらう必要があることを忘れて、マイクが届くまで待てずに発言したりする人も出てくる。その場合、全員に聞こえないまま質疑が行われ、聞こえない質問をする質問者に非難が向けられる場合も出てくる。

こういう場合も、議長や理事が、マイクが届いてから質問するように助言したり、マイクなしに質問をしてしまった場合も、マイクを使って再質問するように助言すればよいのだが、そのまま答弁に移る場合が圧倒的に多い。こういった方法が長年続けられてきている。

これは、質問者にとっては質問しにくく、評議員にとっては質問内容を理解しにくい方法である。筆者は評議員会で以前にもこの点を指摘したが、改められなかった。今回、改めて、このことを指摘して、それ以後は改められた。理事会と事務局はこの点についての理解が欠けている。

4. 質問と意見の区別

評議員の発言に対して、議長はしばしば「質問か意見か」と尋ね、「意見」だと答えると、答弁が行われぬのが通例である。場合によっては、議長が質問者にこの点を確認せず、「意見ということで」「今のご意見を」「生かしていただきたい」とまとめてしまうこともある(2004年度第2回)。形式は「意見」であっても、大部分は執行部の答弁や見解を求めているのである。議長のこのような対応のため、重要な意見に対して、理事会が答弁せず、討議ができない事態が起きている。この点について、今後、議長の対応の改善を求めたい。

5. 裁決の方法

筆者は、過去に会費の値上げまでが拍手で承認されていることから、評議員会では挙手によって裁決するよう要望してきた(2001年度第1回)。その際、裁決の前に、賛成、反対、保留の三つの選択肢があることを明示することは常識である。

しかし、今回の評議員会では、第1号議案について、「賛成の方は挙手してください」という議長の発言があり、それだけで「賛成多数と認める」という議事進行が行われた。理事も事務局も議長に注意しなかった。その前の質疑・意見交換で質

問や意見が出なかった(正確には出る時間がなかったというべきであろう)とはいえ、そのことは反対や保留がないことを示すものではない。

また、第2号、第3号議案に対しては、反対並びに保留意見が出たにもかかわらず、議長は、その数を確認しつつも、マイクで報告せず、「賛成多数」としか報告しなかった。これでは、反対意見や保留が何票あったのかが評議員にはわからない。票数を確認し、報告することは議長として当然のことである。

このような事態の原因は、議事進行の原則が理解されていないことにあり、事務局は議長用のマニュアルを整備するべきである。

6. 公開・傍聴

今回、評議員会の公開について質問があり、評議員会が公開されており、傍聴できることが明らかにされた。筆者はこれまで評議員会が公開されていることを知らなかった。これまで『図書館雑誌』等でそのような記事を見たことがない。公開されていることは結構なことである。公開されているならば、そのことを広く会員に知らせるべきである。また、傍聴者の席を設けて、評議員とはっきり区別するべきであるし、傍聴者の名札を付けるようにするべきである。

おわりに

理事会と事務局に会議運営に関する知識が不足しており、適切な議事運営が行われてこなかったことが理解していただけたと思う。問題はそれだけではない。こうした事態について発言し注意する評議員はきわめて限られており、理事会をチェックする機能が不十分である。

この間の理事会の対応を見ていると、執行部の観点からしかものを見ておらず、評議員や会員の立場に立ってものを考える姿勢がきわめて弱いことがわかる。改革について発言しても、そのとき受け入れられるだけで、すぐもとに戻ったり、実行するまでに非常に時間がかかることが多い。

日本図書館協会の民主的運営のために、会員や評議員の立場に立った会議運営を要望する。

(みない ひでき：日本図書館協会個人会員代表評議員・茨城県選出、筑波大学大学院図書館情報メディア研究科)

[NDC9:010.6 BSH:日本図書館協会]